

サステナブル調達方針

株式会社クラレ

クラレグループは、多様な社会との接点において遵守すべき事項を【私たちの誓約】として、またこれを企業活動の中で具体的に実践するためのガイドラインを「行動規範」として定め、よき企業市民としての責任を全うすることを心がけています。

その一環として、クラレグループでは、企業・人・地球の持続可能性の鍵となる国際的な普遍的原則である「国連グローバル・コンパクトの10原則」に基づき、2005年に「CSR調達方針」を策定しました。

今回、サプライチェーン全体を通じた人権尊重、環境保全、コンプライアンス重視、ダイバーシティ促進等のサステナブル調達を一層推進するため、「CSR調達方針」を「サステナブル調達方針」として改定し、同時に当社のグローバル調達ポリシーと位置付けます。

グローバル視点でのサプライチェーン全体に対して求められる責任を果たすためには、お取引先との協働が不可欠です。弊社のみならず、お取引先にもその取り組みを励行していただき、サプライチェーン全体を通してサステナブル調達を推進することを、弊社の購買取引の基本とします。

1) コーポレートガバナンス

企業の社会的責任を自覚し、事業を通じて、人・社会・地球環境の調和を図り、よりよい関係の構築・維持に努めます。いつ、いかなる局面にあっても、法令や規則を遵守し、常に公正かつ誠実に企業活動を行います。

- ① サステナビリティ推進体制の構築
- ② 事業継続計画（BCP）体制の構築、安定した供給の確保への取組
- ③ 内部通報制度の構築
- ④ ステークホルダーへの情報発信・説明責任
- ⑤ コンプライアンスの徹底

2) 人権の尊重

事業活動に関わる全ての人の人権を擁護し、一人ひとりの尊厳と価値を尊重します。

- ① 人権・人格の尊重と差別の禁止、人権デュー・ディリジェンスへの取組
- ② 人権侵害の加担回避
- ③ 強制労働・児童労働の禁止
- ④ 結社の自由
- ⑤ ダイバーシティへの取組

3) 安全で働きやすい職場環境

労働安全衛生関連法令を遵守し、事業活動に関わる全ての人のため安全で働きやすい職場環境の維持向上に努めます。また、社員の多様性を尊重し、性別、国籍、人種などを理由とした差別をすることなく、公正に処遇します。

- ① 労働安全衛生についての適切な管理
- ② 従業員の健康管理
- ③ 適切な賃金の支払い
- ④ 適切な労働時間の管理
- ⑤ 雇用・評価・配置等における平等な機会提供
- ⑥ ハラスメントの防止

4) 環境保全の推進

環境と調和した事業活動を通じて、環境負荷やリスクの低減及び生態系を含む環境保全に努めます。社会の持続的な発展に貢献し、次世代への責任を果たしていきます。

- ① 環境に関する法規制の遵守、環境保全への取り組み（ISO14001 等）
- ② 化学物質の適正な管理
- ③ 環境負荷低減
- ④ 資源の有効利用（エネルギー、水、原材料等）
- ⑤ 廃棄物の適切な管理および削減
- ⑥ 生物多様性への取組

5) 公正な企業活動

公正・誠実に企業活動を行い、賄賂を含むあらゆる形態の不正に関与せず、市場での健全な競争を通じて、自由、公正、透明な取引を実施します。

- ① 独占禁止法/競争法の遵守、下請法の遵守(優越的地位の乱用禁止)
- ② 不正競争の禁止
- ③ 贈収賄の防止
- ④ 反社会的勢力との関係拒絶
- ⑤ 知的財産の保護、第三者の知的財産の無断使用防止
- ⑥ インサイダー取引の禁止
- ⑦ 利益相反行為の禁止
- ⑧ 適切な輸出入管理

6) 商品・サービスの安全性と品質

安全で信頼でき、高い品質の商品・サービスの供給を通じて、社会に貢献することを目指します。

- ① 安全性・品質に関する取り組み（ISO9001 等）
- ② 不具合発生時の適切な対応（情報開示、顧客への通知）

7) 機密情報の適切な管理

トレードシークレット、ノウハウ、顧客情報等の機密情報は、会社の重要な資産であることを認識し、適切に使用・管理します。また、第三者により開示を受けた機密情報も尊重し、同様に管理します。

- ① 情報セキュリティの徹底
- ② コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御
- ③ 個人情報の保護
- ④ 機密情報の不正利用防止

8) サプライチェーン

サプライチェーン全体を通じて社会的責任を果たすべく、取引先に対しても持続可能な調達の意味を周知し、その浸透に努めます。

- ① サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進
- ② 戦争や犯罪への関与のない原材料の使用（紛争鉱物）

9) 社会貢献の推進

企業市民としての役割を自覚し、社会との積極的な交流や社会への貢献活動を行います。

- ① 持続可能な発展に向けた地域・社会との取り組み

以上

※初回制定日：2005 年 9 月 14 日

改定 1：2012 年 4 月 1 日

改定 2：2020 年 5 月 1 日

改定 3：2025 年 1 月 1 日